

# 北海道ドローン研究会安全規則

2021年3月22日制定

## 第1章 全般（未制定）

## 第2章 安全規則（ドローン）

下記の安全規則を制定する。また、必要により追記する。

第1項 国土交通省等のガイドラインを熟知し関連法規を確実に遵守する。

- 1 無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン（国土交通省）
- 2 アマチュア無線による FPV ドローン利用時の注意事項（総務省）
- 3 アマチュア無線による FPV ドローンの体験利用について（総務省）
- 4 その他の関連規則（法規）等及び各地方自治体の条例や規則等
- 5 撮影等を伴う場合の一般常識的なプライバシーポリシーを遵守する。

第2項 飛行場所の天候に注意し特に風速、風向や気温等に注意する。

第3項 練習場及び飛行集会場毎の指示された事項、特に離発着場や飛行区分、飛行時の合図や声掛けを遵守する。

第4項 離発着場所は参加者から一定の距離を確保しドローンの電源を入れて飛行を行う、FPV の場合は離陸の方向を定めてから見学者等の反対方向に向けて離陸し、離隔距離は30mを基準とする。

※但し、ネット等で安全対策を行った場合は別途安全距離を確保する。

第5項 飛行前は機体の安全点検を確実に実施する。

第6項 体調管理を行い体調不良や泥酔等での飛行は禁止する。

第7項 飛行に対して客観的に危険性の高い行為や違法行為を行わない。

第8項 対人及び対物保険（ドローン保険）に必ず加入し、飛行前に確認書類を事務局に提示する。

第9項 FPV 飛行をさせる場合は必ずアマチュア無線免許証を所持する、飛行前は周波数や設定を確認し集会時のチャンネル配分を受ける事。

第10項 特に FPV 飛行を行う場合は1名以上の監視者を置き飛行及び周囲の安全監視を行う事。

第11項 飛行中に異常を感じた場合は声を掛け努めて安全な場所に着陸させる事。

第12項 入会時は必要書類（対物及び対人保険証又は確認できる書類、アマチュア無線免許証及び免許状等のコピー等）を事務局に提出する事。

第13項 飛行禁止区域及び無許可の飛行をしない事。

第14項 本会の飛行可能確認地域（キャンプ場・指定飛行区域）を使用する場合は、その都度、事前申請を事務局に行う事。必要により書面の提出を行う事。

※ 飛行エリア、飛行日時、参加者、使用機種等

第15項 飛行中に対物・対人事故を起こした場合は、速やかに会に通報し事後書面にて事故報告を行う事。

※事故の内容、飛行日時、考えられる原因、使用機種等

※機体をロストした場合も事故として処理する。

第16項 危険な飛行と判断した場合は飛行の停止を行います。

第17項 事故発生の場合は、本会の事故調査委員会の調査に全面的に協力し、その指示に従う事。

※本会の事故調査委員会は会員及び有識者から事故内容により選考し設置する。

但し、本会会長、副会長及び監査は常設委員とする。

第3章 安全規則（キャンプ）（未制定）

第4章 安全規則（無線）（未制定）

第5章 安全規則（釣り）（未制定）

以上